

改正概要説明書

国名：シンガポール

法令名：意匠規則

改正情報： 2011年 S587 により改正

2011年 12月 1日施行

改正概要：

規則に関しては変更がなく，登録期間延長申請手数料が改定された。

改正内容：

・ 附則 1（規則 3(1)，規則 30(1) 及び規則 68(1)）手数料

登録期間延長申請に係る手数料の改定がされた。

・ 規則の最後に，「立法の沿革（省略）」なる項目が追加された。